

日本政治学会倫理綱領

日本政治学会は、政治学の研究・教育および学会運営に際して規範とすべき原則を「日本政治学会倫理綱領」としてここに定める。会員は、政治学研究の発展と社会の信頼に応えるべく、本綱領を尊重し遵守するものとする。

- 第1条 **〔倫理性を逸脱した研究の禁止〕** 会員は、社会的影響をも考慮して、研究目的と研究手法の倫理性確保に努めなければならない。
- 第2条 **〔プライバシー侵害の禁止〕** 各種調査の実施等に際し、会員は調査対象者のプライバシーの保護と人権の尊重に留意しなければならない。
- 第3条 **〔差別の禁止〕** 会員は、思想信条・性別・性自認・性的指向・年齢・出自・宗教・民族・障害の有無・健康状態・家族状況などによって、差別的な扱いをしてはならない。
- 第4条 **〔ハラスメントの禁止〕** 会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントにあたる行為をしてはならない。
- 第5条 **〔研究資金濫用の禁止〕** 会員は、研究資金を適正に取り扱わなくてはならない。
- 第6条 **〔著作権侵害の禁止〕** 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、剽窃・盗用や二重投稿等、著作権を侵害する行為をしてはならない。
- 第7条 日本政治学会は、本規程の目的を実現するため、理事会の下に、倫理委員会を設置する。なお、倫理委員会については、別に定める「倫理委員会規程」によるところとする。
- 第8条 理事会は、倫理委員会からの提案を受け、該当する会員に対する以下の処分を行うことができる。
- (1) 除名
 - (2) 退会勧告
 - (3) 会員資格の停止
 - (4) 学会の役職就任、研究大会での登壇、年報・英文雑誌への論文投稿の3年間の自粛勧告

* この綱領は2024年10月6日より施行する。改廃については、総会の議を経ることとする。

(二〇〇九年一〇月一一日制定)

(二〇一七年九月二四日改定)

(二〇二四年一〇月六日改定)